

医師・看護人材確保対策課

医師・看護人材確保対策課

R7年度 2,382,002千円（一般財源 1,033,707千円）

【施策体系】		(事業名)	(予算額)
いのちを守る県づくり	医師確保対策事業	1 ドクターバンク事業	7,969
		2 信州医師確保総合支援センター事業 (信州医師確保総合支援センターの運営)	2,790
		3 医師研究資金貸与事業	9,000
		4 産科医療機関確保事業	22,810
		5 地域医療人材ネットワーク構築支援事業 (地域医療人材拠点病院支援事業)	91,378
		2 信州医師確保総合支援センター事業 (医学生修学資金貸与者等のキャリア形成支援)	29,578
		5 地域医療人材ネットワーク構築支援事業 (臨床研修病院合同説明会等事業)	14,767
		6 医学生修学資金等貸与事業	417,600
		7 自治医科大学関連事業	137,859
		8 医師の勤務環境改善支援事業 (地域医療勤務環境改善体制整備事業)	58,375
		8 医師の勤務環境改善支援事業 (女性医師総合支援事業)	790
		9 医師少数区域等勤務推進事業	2,500
	看護職員確保対策事業	10 医療勤務環境改善支援センター運営事業	7,817
		11 産科医等確保支援事業	32,356
		12 タスク・シフト等推進事業	3,250
		13 看護師等養成所運営費補助金	176,054
		14 看護職員修学資金貸与事業	67,013
		15 県立看護専門学校等運営事業	142,823
		16 看護大学運営事業	852,744
		17 看護学生等実習指導者養成講習会	2,504
		18 准看護師試験	1,019
		19 看護師等養成所施設整備事業	101,459
		20 病院内保育所運営費補助金	86,428
		21 看護人材育成推進事業	3,824
	再就業支援	22 新人看護職員研修指導体制整備事業	35,594
		23 新人看護職員研修事業	5,531
		24 看護補助者活用推進研修事業	329
		25 訪問看護支援事業	6,135
		26 特定行為研修受講支援事業	15,605
		27 病床機能転換に係る看護体制強化事業	2,375
		28 感染管理認定看護師養成支援事業	2,800
		29 助産師支援研修	1,097
		30 助産師活用推進事業	2,101
		31 保健師専門研修事業	707
	その他経費	32 在宅ケア対策事業	600
		33 長野県ナースセンター運営事業	34,829
	再就業支援	34 外国人看護師候補者就労研修支援事業	1,280
		その他経費	312

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

① ドクターバンク事業

(根拠法令等:職業安定法、長野県ドクターバンク事業実施要領、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 796 万 9 千円 (基金繰入金 795 万円、諸収入 19 千円)

【予算の主な内容】ドクターバンク運営費(人件費、旅費、広告掲載費等)

【目指す姿】

県内での就業を希望する医師に対するきめ細かいコーディネートや本県出身で他県において活躍する医師への働きかけ等により、県内で就業する医師の確保を図る。

【現状】

○県内の医療機関においては、依然として医師が不足しており、一人でも多くの医師を確保する必要がある。

○平成 19 年に長野県ドクターバンクを立ち上げてから、令和7年3月末までに 149 名の成約(就業)となった。

(求人登録(108 医療機関)702 名、求職登録 324 名)

【事業主体】

県

【事業内容】

長野県ドクターバンクの運営(平成 19 年設置)

職員体制:医師確保コーディネーター 1 名(専任職員)、県職員 6 名

業務内容:医師の求人・求職登録業務、情報提供業務、相談・仲介・コーディネート業務 等

登録状況(H19 年度からの累計)[R7.3 末現在]

求人登録	求職登録者	成約件数 (人数)	就業状況	
			就業済	今後就業
108 医療機関 求人数 702 名	324 名	164 件 (149 名)	162 件 (147 名)	2 件 (2 名)

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

② 信州医師確保総合支援センター事業

(根拠法令等:信州医師確保総合支援センター設置要綱、医療法第 30 条の 25、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】3,236 万 8 千円 (一般財源 235 万 8 千円、基金繰入金 3,001 万円)

【予算の主な内容】 信州大学への事業委託料(人件費、講師謝金、旅費等)、地域医療対策協議会(委員謝金、旅費)

【目指す姿】

専任医師の配置による地域医療を担う医師のキャリア形成支援など総合的な医師確保対策を実施することにより、医師の偏在解消を目指す。

- 1 信州医師確保総合支援センターの運営:地域医療を担う医師等のキャリア形成支援を行うとともに、医師が不足する医療機関等に医師を配置することにより、医師の偏在解消を目指す。
- 2 地域医療対策協議会:県内の医師確保に係る情報の共有化を図り、医師の確保・定着及び地域医療の充実について検討・協議等を行う。また「信州医師確保総合支援センター運営委員会」と位置付け、運営や業務内容についての提言を行う。

【現状】

- 県内は依然として医師不足の状況であり、一人でも多くの医師を確保する必要がある。
- 医療従事者や医療提供体制に関する状況及び国の動向等を十分把握し、総合的な医師確保対策を実施する必要がある。
- 将来の長野県の地域医療を担う人材の開拓や育成を行う必要がある。
- 長期的な医師確保対策である医学生修学資金貸与者の累計は 354 名(令和6年度末)であるが、そのキャリア形成や将来に渡って県内で勤務してもらうための支援、研修先や勤務先の指定を行う必要がある。

【事業主体】

県(事業の一部を信州大学医学部に委託して実施)

【事業内容】

- 1 信州医師確保総合支援センターの運営(平成 23 年 10 月 26 日設置)

設置場所:医師・看護人材確保対策課内、分室:信州大学医学部及び県立病院機構

職員体制:センター長 医師・看護人材確保対策課長(兼務)、専従職員2名(県職員)、

専任医師2名(信州大学医学部)、アドバイザー(信州大学医学部)、担当医師1名(県立病院機構)

業務内容:

- ① 主に県で実施する事業
 - ・ 県内医療機関の医師不足状況の分析把握
 - ・ 長野県医学生修学資金貸与者等の配置に関する業務
 - ・ 長野県修学資金貸与者等との面談・研修会の開催計画の策定
 - ・ 高校生等への医学生修学資金制度、自治医科大学入学制度等の説明会業務
- ② 主にセンター分室(信州大学医学部及び県立病院機構)で実施する事業
 - ・ 長野県医学生修学資金貸与者等のキャリア形成支援(個別面談の実施、新規貸与者向け研修会、貸与者交流会の開催、地域医療実習の実施等)
 - ・ 地域医療を担う人材の開拓や育成(地域医療推進学教室セミナー等)
 - ・ 女性医師に係る相談業務、女性医師支援のための啓発事業 等
 - ・ 総合診療の養成支援に関すること

2 地域医療対策協議会の開催(H17 年 6 月 3 日設置)

委員構成:18 名(県医師会・県病院協議会等の医療関係団体、信州大学、県内臨床研修指定病院、民間病院
市町村、公募委員等により構成)

開催実績(直近3年間)

開催日	主 な 協 議 内 容
R4.3.18	基幹型臨床研修病院の新規指定について、令和5年度臨床研修医募集定員について、令和4年度医師確保等総合対策事業について、令和4年度信州医師確保総合支援センター事業計画(案)について、長野県医学生修学資金貸与医師の配置について、その他
R4.7 月	長野県地域医療対策協議会会長の選任について、令和5年度医学部臨時定員による地域枠の増枠について、キャリア形成卒前支援プランの策定について
R5.1 月	令和5年度長野県医学生修学資金貸与医師及び自治医科大学卒業医師の配置(案)について
R5.3.28	臨床研修病院の募集定員について、自治医科大学卒業医師のキャリア形成プログラムの改定について、地域枠の状況及び方針について、令和5年度医師確保等総合対策事業について、令和5年度信州医師確保総合支援センター事業計画について、医学生修学資金貸与医師の配置について、特定労務管理対象機関の指定に向けた対応について、保健医療計画策定(医師確保計画等)について
R5.5.30	保健医療計画(保健医療従事者の養成・確保分野)の現状と課題、施策の検討
R5.9.7	保健医療計画(保健医療従事者の養成・確保分野)骨子案の検討
R5.10.30	グランドデザインについて、保健医療計画(保健医療従事者の養成・確保分野)素案の検討
R6.1.19	へき地拠点病院の指定について、令和6年度長野県医学生修学資金貸与医師及び自治医科大学卒業医師の配置(案)について、特定労務管理対象機関の指定について
R6.3.26	臨床研修病院の募集定員について、医学生修学資金貸与者に係るキャリア形成プログラムの改定について、令和6年度医師確保等総合対策事業について、令和6年度信州医師確保総合支援センター事業計画について、医学生修学資金貸与医師の配置について、特定労務管理対象機関の指定状況について
R6.8 月	「令和7年度(2025 年度)専攻医募集定員」に係る長野県からの意見案について へき地医療拠点病院の新規指定について
R6.1 月	令和6年度長野県医学生修学資金貸与医師及び自治医科大学卒業医師の配置について
R7.3.18	臨床研修病院の募集定員について、医学生修学資金貸与者に係るキャリア形成プログラムの改定について、令和7年度医師確保等総合対策事業について、令和7年度信州医師確保総合支援センター事業計画について、医学生修学資金貸与医師の配置について、医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージについて

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

③ 医師研究資金貸与事業

(根拠法令等:長野県医師研究資金貸与規程、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 900 万円 (基金繰入金 900 万円)

【予算の主な内容】 医師への貸付金

【目指す姿】

分娩を取り扱う産科医等、医師不足が特に深刻な診療科の医師を県外から招へいし、即戦力となる医師を確保するとともに、がん治療、てんかん治療及び総合診療に係る専門医を養成する。

【現状】

産科をはじめとした特定の診療科や地域における医師の偏在による医師不足は依然として深刻な状況であり、即戦力となる医師の確保が必要である。

【事業主体】 県

【事業内容】

1 医師研究環境整備資金

(1)対象者

県外から転入し、分娩を取り扱う産科医、外科・麻酔科・放射線科・循環器内科・脳神経外科の専門医等として、指定する県内の医療機関で勤務しようとする医師(常勤)

<優先枠>

長野県医師確保計画で定める医師少数区域(上小、上伊那、飯伊、木曽)に所在する医療機関へ勤務しようとする医師については優先して貸与

(2)研究資金の額及び返還免除要件

次の①または②のとおり

①300 万円の研究資金を一括貸与: 貸与決定後 3 年以上、県内医療機関で勤務した場合に返還を免除

②200 万円の研究資金を一括貸与: 貸与決定後 2 年以上、県内医療機関で勤務した場合に返還を免除

2 がん専門医養成研究資金

(1)対象者

がん診療の機能を有する県内病院に在籍し、がん専門医の取得を目指す医師

(2)研究資金の額及び返還免除要件

150 万円の研究資金を一括貸与し、次の要件を満たした場合に返還を免除。

①県内外の認定研修施設等で、がん専門医を取得するための研修を受講し、がん専門医資格を取得

②資格取得後、県内のがん治療の機能を有する医療機関で 3 年以上、勤務した場合

3 てんかん専門医養成研究資金

(1)対象者

てんかん治療を行う医療機関に在籍し、てんかん専門医の取得を目指す医師

(2)研究資金の額及び返還免除要件

150 万円の研究資金を一括貸与し、次の要件を満たした場合に返還を免除。

①県内外の認定研修施設等で、てんかん専門医を取得するための研修を受講し、てんかん専門医資格を取得

②資格取得後、県内のてんかん治療を行う医療機関で 3 年以上、勤務した場合

4 総合診療専門医養成研究資金

(1)対象者

県外から転入し、県内病院の総合診療専門研修プログラムを受講し、専門医取得後、医師少数区域等で勤務する医師

(2)研究資金の額及び返還免除要件

150 万円の研究資金を一括貸与し、次の要件を満たした場合に返還を免除。

①県内の医療機関で、総合診療専門医を取得するための研修を受講し、総合診療専門医資格を取得

②資格取得後、県内の医師少数区域等に所在する医療機関で総合診療の業務に3年以上従事した場合

【事業の経過等《貸与実績》】

単位:人

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
貸与者数	7	7	2	2	4	6	3	6	1	5	1	1	3	3	3	0	4

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

④ 産科医療機関確保事業

(根拠法令等:医療施設運営費等補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 2,281 万 (一般財源 1,140 万 5 千、国庫補助金 1,140 万 5 千)

【予算の主な内容】 医療機関への補助金

【目指す姿】

分娩を取り扱う産科医療機関が限られている地域において、当該医療機関への財政支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる体制を確保する。

【現状】

二次医療圏において唯一分娩を取り扱う医療機関は、交通機関の状況や分娩取扱件数の状況等から、その体制の維持には困難を伴うが、身近な医療機関で安心して出産できるようにするため、産科医療体制の維持に対する支援は引き続き必要である。

【事業主体】

医療機関

【事業内容】

事業名	対象経費・対象施設	補助基準額・補助率	予算額
産科医療機関確保事業	〈対象経費〉 産科医療従事者の人件費及び 休日代替要員雇上料 〈対象施設〉 県立木曽病院	〈補助基準額〉 2,281 万円 (分娩取扱期間:年間9月以上の産科医療機関) 〈補助率〉 10/10(国1/2、県1/2)	2,281 万円

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

⑤ 地域医療人材ネットワーク構築支援事業

(根拠法令等:地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 1 億 614 万 5 千円 (一般財源 1,446 万 7 千円、基金繰入金 9,167 万 8 千円)

【予算の主な内容】 地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援や勤務環境改善の取組に対する補助、臨床研修病院合同説明会等の開催・参加経費、臨床研修医交流会の開催経費、臨床研修病院 PR パンフレット作成経費等

【目指す姿】

地域の医療サービス全般を担っている地域の中核病院を拠点化し、医師不足が深刻な小規模病院等へ診療支援を行うシステムの整備を促すことにより、地域住民が身近な医療機関で医療サービスを安定的に受けられることができる体制を構築する。

医学生向けの臨床研修病院合同説明会への参加または県内での開催、病院や世代を超えた研修医同士の交流機会の創出を通じて、県内で初期臨床研修を実施する研修医の確保と定着を図る。

【現状】

- 地域医療の最前線を支えている小規模病院や診療所における医師不足が深刻化し、将来において身近な医療機関で医療サービスが受けられなくなることが懸念される。
- 一方、中核病院が小規模病院等へ診療支援を行うとする際には、医師の派遣、幅広い診療に対応できる医師の養成、勤務環境改善などにかかる費用負担が課題となる。
- 新臨床研修制度導入以降、臨床研修を都市部の病院で実施する者が増加し、都道府県間で臨床研修医の獲得競争が激しくなっている。
- 県外出身の信大医学生が卒業後、県外へ流出する場合がある。
- 長野県内で研修を実施する臨床研修医を一人でも多く確保するためには、合同説明会での研修プログラムの PR などの充実が求められている。

【事業主体】

各医療圏の中核病院

県、臨床研修病院

【事業内容】

区 分	内 容						
地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援 9,137 万 8 千円 (うち基金 9,137 万 8 千円)	<補助額> (1) 拠点病院における研修医等の確保、養成(幅広い診療に対応できる医師の育成) (2) 勤務環境改善の取組 上記(1)(2)の取組に要する経費を補助:1 病院当たり 250 万円 (3) 地域の小規模病院等への医師派遣(非常勤・スポット診療等)による診療支援 上記(3)について派遣日数や派遣地域に応じ、以下により算出した額を加算して補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th>派遣ケース</th><th>単価(円/人・日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師少数区域以外の区域から 医師少数区域への派遣</td><td>30,000 円</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>15,000 円</td></tr> </tbody> </table> ・拠点病院:後期研修医が概ね 10 名以上在籍し、病床数を 400 床以上有する(または常勤医が 70 名以上在籍する)病院 ・準拠点病院:所在する二次医療圏内に拠点病院がなく、医師法で定める臨床臨床研修病院となっている病院 ⇒県内では拠点病院として 11 病院、準拠点病院として 3 病院を指定し、全ての二次医療圏において拠点病院または準拠点病院を整備 ・小規模病院:病床数が概ね 200 床以下又は常勤医師が概ね 30 名以下である医師不足が深刻な病院及び診療所 <補助率> 10/10	派遣ケース	単価(円/人・日)	医師少数区域以外の区域から 医師少数区域への派遣	30,000 円	上記以外	15,000 円
派遣ケース	単価(円/人・日)						
医師少数区域以外の区域から 医師少数区域への派遣	30,000 円						
上記以外	15,000 円						

区 分	内 容
臨床研修病院合同説明 会参加等事業 1,476 万 7 千円 (うち基金 30 万円)	○医学生を対象とした県内外での臨床研修病院合同説明会に参加 (1) 東京等での企業主催の合同説明会への参加 (2) 長野県内での合同説明会の開催 (3) オンライン合同説明会の開催

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

⑥ 医学生修学資金等貸与事業

(根拠法令等:長野県医学生修学資金貸与規程、長野県臨床研修医研修資金貸与規程、長野県産科研修資金貸与規程、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 4 億 1,760 万円 (一般財源 2,880 万円、基金繰入金 3 億 8,880 万円)

【予算の主な内容】 医学生等への貸付金

【目指す姿】

全国的な医師不足の中で、修学資金等の貸与を受けた医学生等が、将来知事が指定する県内の公立・公的医療機関等に勤務することにより医師不足の解消を図る。

【現状】

依然として県内の医療機関における医師不足が続く中で、中長期的に医師を確保し、県内の医師不足病院等へ配置し、医師の絶対数の確保と診療科の偏在解消を行う必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

区 分	R7 貸与人員 (予定)	貸与額	対象者	返還免除について
医学生 修学資金	新規 35 名	月額 20 万円 (貸与決定年度の4 月から大学卒業年度 の3月まで)	・信州大学医学部に全国 募集地域枠で入学した 1 年生(22 名) ・東京科学大学医学部長 野県地域特別枠で入学 した 1 年生(5名) ・全国の医学生(8名)	県が指定する県内の医療機 関における業務に、貸与期間 の 1.5 倍に相当する期間従事 した場合、全額返還を免除す る。
	新規3名	月額5万円 (貸与決定年度の4 月から大学卒業年度 の3月まで)	・令和6年度以降に自治 医科大学に入学し、1年 次から貸与を希望する者	
臨床研修医 研修資金	新規1名	月額 20 万円 (臨床研修開始月か ら研修修了日の属す る月まで。)	産婦人科・小児科・外科の 重点プログラムを選択する 臨床研修医	県が指定する県内の医療機 関において分娩を取り扱う産 科、小児科又は外科の業務に 貸与期間の2倍に相当する期 間従事した場合、全額返還を 免除する。
産科研修医 研修資金	新規5名	月額 20 万円 (研修開始月から研 修修了日の属する月 まで)	・臨床研修(産婦人科重点 研修プログラムの研修を 除く)中に産科研修を3カ 月以上行う臨床研修医 ・産科の専門研修プログラ ムを受講する専門研修医	県が指定する県内の医療機 関において分娩を取り扱う産 科の業務に貸与期間の2倍に 相当する期間従事した場合、 全額返還を免除する。

【事業の経過等】

《R6 年度貸与者の状況》

○医学生修学資金

[R7.3.31]

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計
人 数	30 名	21 名	28 名	23 名	25 名	15 名	142 名

※ 貸与終了者(卒業者) 148 名は、県内病院等で研修及び勤務。

○臨床研修医研修資金

[R7.3.31]

臨床研修年数		1 年目	2 年目	合 計
人 数	産 科	-	-	1 名
	小児科	1	-	
	外 科	-	-	

○産科研修医研修資金

(1)臨床研修

[R7.3.31]

臨床研修年数	1 年目	2 年目	計
人 数	-	-	0 名

(2)専門研修

[R7.3.31]

専門研修年数	1 年目	2 年目	3 年目	計
人 数	3 名	2 名	0 名	5 名

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

⑦ 自治医科大学関連事業

(根拠法令等:学校法人自治医科大学設立趣意書)

【予算額及び内訳】 1 億 3,785 万 9 千円 (一般財源 1 億 3,425 万 9 千円 基金繰入金 360 万円)

【予算の主な内容】 自治医科大学経常運営費負担金及び自治医科大学アドバイザーの報酬・旅費

【目指す姿】

自治医科大学の運営費を負担することで、長野県出身の卒業生が県内医療機関で従事することにより、本県の地域医療を支える医師の確保を図る。

【現状】

依然として厳しい医師不足の状況の中で、へき地等に勤務する医師を養成・確保するため、自治医科大学への運営費負担は、引き続き重要となっている。

【事業主体】

県

【事業内容】

自治医科大学の運営費の負担等

【事業の経過等】

《長野県出身の自治医科大学在学生・卒業生の状況》

[R7.4.1 現在]

区 分		内 訳		備 考
義務年限満了	85 名			
義務年限履行中	28 名	県内病院勤務	16 名	阿南病院、木曽病院、諏訪中央病院、伊那中央病院、依田窪病院、こども病院、大町総合病院、飯田市立病院、東御市民病院、長野市民病院、信州医療センター
		後期専門研修	6 名	信州大学医学部附属病院
		初期臨床研修	6 名	信州医療センター
		県外勤務(結婚協定)	0 名	
在学生	15 名			

※ 義務年限：卒業後、出身の都道府県知事が指定する公立病院等に、在学中に修学資金の貸与(入学者全員に対して入学金などの学生納付金全額を貸与)を受けた期間の 3/2 に相当する期間(通常 9 年間)勤務した場合、貸与金の返還が全額免除される。

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

⑧ 医師の勤務環境改善支援事業

(根拠法令等:長野県地域医療介護総合確保基金事業(医療分野)補助金交付要綱、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 5,916 万 5 千円 (基金繰入金 5,916 万 5 千円)

【予算の主な内容】 病院等への補助金

【目指す姿】

- ・過酷な労働環境となっている勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進、ICT 等による業務改善を進め、医師の離職防止及び確保を図る。
- ・女性医師が出産・育児などライフステージに応じた就労の促進等を図るため、女性医師の就労支援や相談窓口の設置、復職支援研修など、総合的な支援を行うことにより、女性医師の確保・養成・定着を図る。

【現状】

- 医師の働き方改革制度施行後も時間外・休日労働時間が 960 時間を超える勤務医がおり、勤務医の勤務環境は依然として厳しいものとなっている。
- 医師国家試験合格者の3割を女性が占め、若年層の女性医師が増加しており、女性医師が働き続けることができる環境整備が急務となっている。

【事業主体】

県内病院等

【事業内容】

1 勤務医の労働時間を短縮する取組を行う医療機関への支援

○地域医療勤務環境改善体制整備事業

(1) 補助対象

医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組に要した経費

(2) 補助率

資産形成経費 1/3、その他経費 1/2 (地域医療介護総合確保基金 10/10)

2 女性医師総合支援

◆確保

○女性医師就労支援事業(女性医師向けドクターバンク事業)

女性医師のライフステージに応じた就労(短時間や不規則の勤務等)を促進するため、きめ細かで継続的な就労マッチングの支援を行う。(ドクターバンク事業の拡充)

◆養成

○女性医師キャリア形成支援事業

県内外の女性医師等を対象として、出産・育児・介護等、様々なライフイベントを経験しながらも働き続けているロールモデルとなる女性医師等によるキャリア形成等に関する講演会を開催する。

○女性医師等復職支援研修事業

出産・育児・介護から臨床復帰・継続する女性医師等に対し、復職を支援するための研修を実施する事業者に対し、研修にかかる費用の一部を補助。

◆定着

○地域医療勤務環境改善体制整備事業(再掲)

医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組に要した経費

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

⑨ 医師少数区域等勤務推進事業
(根拠法令等:医療法第5条の2等)

【予算額及び内訳】 250 万円 (一般財源 125 万円 国庫支出金 125 万円)

【予算の主な内容】 病院等への補助金

【目指す姿】

医師確保計画で定める医師少数区域等で勤務した医師の認定制度について、当該認定を希望する医師の医師少数区域等での勤務を促し、定着を図る。

【現状】

医師少数区域等では、地理的制約などから医師確保が特に困難であり、医師の勤務を促し、定着を図るためには、勤務環境の充実が求められている。

【事業主体】

医師少数区域等に所在する公立・公的医療機関及び民間病院

【事業内容】

(1) 補助要件

厚生労働大臣の認定を取得した医師が在籍していること

(2) 対象経費

勤務環境等の整備

- ・医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- ・医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費
- ・専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

(3) 補助基準額

種目	基準額	対象経費
研修受講経費（第3条第1号に定める経費）	支援対象医師1人当たり 次により算出された額 (1) 研修受講料 10,000 円×勤務月数 (2) 旅費 県内 2,000 円×勤務月数 県外 12,000 円×勤務月数	旅費 雑役務費（研修受講料）
専門書購入経費（第3条第2号に定める経費）	支援対象医師1人当たり 54,000 円	備品費（図書）
他病院勤務経費（第3条第3号に定める経費）	支援対象医師1人当たり 県内 4,000 円×勤務月数 県外 24,000 円×勤務月数	旅費

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

⑩ 医療勤務環境改善支援センター運営事業
(根拠法令等:医療法第 30 条の 21)

【予算額及び内訳】 781 万 7 千円 (基金繰入金 779 万 7 千円、諸収入 2 万円)

【予算の主な内容】 医療勤務環境改善支援センターの運営(人件費、報償費、旅費等)

【目指す姿】

医療機関で自主的に行われる勤務環境の改善に向けた取組を支援することによって、医療従事者の離職防止及び確保を図る。

【現状】

○医療機関には、医療従事者の勤務環境改善及び確保に資する措置を講ずるよう努力義務が課されている。

○特定労務管理対象機関をはじめとした県内医療機関に対して、法律を遵守し、着実に医療勤務環境を整備していけるよう、状況確認やフォローアップ等を行っていく必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

長野県医療勤務環境改善支援センターの運営(平成 28 年2月設置)

センターの体制:センター長(医師・看護人材確保対策課長)

医業経営アドバイザー

看護アドバイザー

医療労務管理アドバイザー(労働局委託事業)

事務局職員(県担当者)

業務内容:国が定める「勤務環境改善マネジメントシステム」に基づき、PDCA サイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対し、次のとおり総合的・専門的に支援

- (1) 県内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の援助
- (2) 県内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動
- (3) その他医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援

【事業概要(医師・看護人材確保対策課医師係)】

⑪ 産科医等確保支援事業

(根拠法令等:産科医等確保支援事業補助金交付要綱等、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律))

【予算額及び内訳】 3,235 万 6 千円 (基金繰入金 3,235 万 6 千円)

【予算の主な内容】 医療機関等への補助金

【目指す姿】

分娩を取り扱う産科医及び分娩施設が減少していることから、分娩を取り扱う産科医・助産師に対する手当(いわゆる分娩手当)を支給する医療機関等を支援することにより、産科医及び産科医療機関の確保を図る。

【現状】

○県内における分娩取扱施設数が減少している(H13:68 箇所→R7.4:35 箇所)。

○人口 10 万人当たり医療施設従事医師数(産婦人科・産科医)

H28:7.6 人 → R4:8.2 人(全国平均:9.5 人)

直近の「医師・歯科医師・薬剤師統計(R4)」では、全国平均と比べ 1.3 人下回っており、引き続き産科医を確保する必要がある。

【事業主体】

県内医療機関等

【事業内容】

事業名	対象経費・施設	補助基準額・補助率	予算額
産科医等確保支援事業	〈対象経費〉 分娩を取り扱う産科医等に対する手当(分娩手当) 〈対象施設〉 分娩手当を支給する産科医療機関等	〈補助基準額〉 1 分娩当たり 10,000 円 〈補助率〉 1/3(地域医療介護総合確保基金 10/10)	3,235 万 6 千円

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 医師係)】

⑫ タスク・シフト等推進事業

(根拠法令等:医療法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法等
現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について[R3.9.30 付け医政発
0930 第 16 号厚生労働省医政局長通知])

【予算額及び内訳】 325 万円 (基金繰入金 325 万円)

【予算の主な内容】 医療関係職種の団体に対する補助金

【目指す姿】

医師等医療従事者の働き方改革を推進し、時間外労働の短縮及び健康確保を図るとともに、医療の質を向上させるため、医療機関におけるタスク・シフティング(業務の移管)やタスク・シェアリング(業務の共同化)の取組を進め、医療従事者が自らの能力・資質の向上を図り、医療関係職種間で互いに連携しながら能動的に対応できる体制づくりの促進を支援する。

【現 状】

令和6年4月1日からの「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、病院等におけるタスク・シフト/シェアの推進を通して、過重労働が懸念されている医師の労働時間を短縮し、医師本人の健康確保及び医療の質の維持向上を図ることがこれまで以上に求められている。

【事業主体】

県内の特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関及び医療関係職種の団体

【事業内容】

県内の特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関及び医療関係職種の団体が企画実施する、タスク・シフト/シェアの推進に資する研修会の開催に要する費用に対し補助。

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

⑬ 看護師等養成所運営費補助金

(根拠法令:看護師等の人材確保の促進に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 1 億 7605 万 4 千円 (基金繰入金 1 億 3253 万 7 千円、一般財源 4351 万 7 千円)

【予算の主な内容】 看護師養成所の運営に必要な経費への補助

【目指す姿】

看護教育水準の維持・向上を図る。

養成所の運営経費を補助し、看護職員の新規養成数を安定的に確保する。

【現 状】

地域医療介護総合確保基金に基づき、民間の養成所 8 校 10 課程に補助を実施しており、対象養成所の定員は 1,140 名。

令和 4 年末の人口 10 万人あたりの就業看護職員数は 1,544.7 人であり、今後も新卒就業者の確保及び再就業者の増を図る。

【事業主体】

看護師等養成所を運営する医師会、日本赤十字社、長野県厚生連

【事業内容】

○補助対象経費

- ・ 教 員 費 — 専任教員分は、給与費・福利厚生費・部外講師謝金等

※定員 120 人以上の養成所が対象で、30 人増す毎に基準額を加算

- ・ 事務職員費 — 給与費 (1 学年定員 80 人以上かつ 2 クラス以上で 2 人の事務職員を配置している養成所)

- ・ 生 徒 費 — 教材費・実習施設謝金 基準単価×生徒数(定員が限度)

○補助率:定額補助(民間:基金 10/10・公的:県 10/10)

※ 公的施設(日赤、厚生連)の養成所については、県単独事業(補助率は基準額の 80%)

※ 定員数による調整率(定員 181 人以上:0.92~定員 80 人以下:1.04)

※ 教員養成研修会受講者加算 1 人あたり 147,000 円、新任教員研修実施 1 人あたり 340,000 円

※ 実習施設未併設養成所に対する加算(看護師課程:1,200 千円、准看護師課程 800 千円)

※ リカレント教育に対する加算

教育訓練講座の開講	学習ニーズ調査の実施	就業支援	育児・介護支援	2年課程進学支援 (対象年次:2年生のみ)
50,000円	50,000円	I : 1人~10人 93,000円 II : 11人~20人 186,000円 III : 21人以上 279,000円	I : 1人~5人 155,000円 II : 6人~10人 310,000円 III : 11人以上 465,000円	I : 1人~10人 310,000円 II : 11人~20人 387,500円 III : 21人以上 465,000円

※ 教育環境向上等加算 (1)教育環境向上 1 課程当たり 500 千円

(2)学生確保 1 課程当たり 500 千円(募集停止する課程を除く)

※ 職場定着加算 1 課程当たり 105 千円

【事業の経過等】

補助対象施設数

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	備考
3年課程	全日	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	6	
	定時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2年課程	全日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	定時	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
准看護師		5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	3	
計		13	13	13	14	14	14	14	14	13	13	11	

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

⑭ 看護職員修学資金貸与事業

(根拠法令:看護師等の人材確保の促進に関する法律、看護職員修学資金貸与規程等)

【予算額及び内訳】 6,701 万 3 千円 (諸収入 1,580 万 8 千円、一般財源 5,120 万 5 千円)

【予算の主な内容】 看護職員養成施設の学生に貸与する修学資金

【目指す姿】

修学資金の貸与により、看護職員の確保が困難な県内中小医療施設等への就業を促進する。

【現 状】

毎年約 170 名に貸与を行っており、卒業者の 80%程度が返還免除対象施設に就業している。

令和 4 年末の人口 10 万人あたりの就業看護職員数は 1,544.7 人(全国 1,332.1 人)と全国を上回っているが、超高齢社会を迎え、地域医療の安定供給のために看護職員の確保や看護の質の向上は大きな課題となっている。

【事業主体】

県

【事業内容】

卒業後、看護職員の確保が困難な県内中小医療施設等(返還免除対象施設)へ、就業する意思のある養成施設の学生に、次の額を在学中貸与し、卒業後5年間、返還免除対象施設就業した場合は、貸与金の返還を免除する。

保健師・助産師・看護師	国 公 立	32,000 円／月
	民 間 立	36,000 円／月
准 看 護 師		21,000 円／月
大 学 院 修 士 課 程		83,000 円／月

【事業の経過等】

予算額

区分	令和 7 年度		令和6年度	
新規貸与額	63 人	2,788 万 8 千円	66 人	2,632 万 8 千円
継続貸与額	89 人	3,860 万 4 千円	106 人	4,310 万 4 千円
合計	152 人	6,649 万 2 千円	172 人	6,943 万 2 千円

【特記事項】

修学資金返還免除対象施設

- * 病床数 200 床未満の病院
- * 精神病床 80%以上の病院
- * 過疎地にある病院
- * 診療所
- * 介護老人保健施設
- * 介護医療院
- * 過疎地域にある町村
- * 訪問看護ステーション 等

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

⑮ 県立看護専門学校の運営
(根拠法令:看護専門学校条例)

【予算額及び内訳】 1 億 4,282 万 3 千円 (使用料及び手数料 3,905 万 1 千円、財産収入 7 万 5 千円、
基金繰入金 260 万円、諸収入 5 万 5 千円、一般財源 1 億 104 万 2 千円)

【予算の主な内容】 看護専門学校の運営費及び職員の人件費

【目指す姿】

看護の基礎的知識、技術を修得し、人間性豊かな看護師として地域の保健医療福祉に貢献できる専門職業人を育成する。平成 26 年度から須坂看護専門学校3年課程は医療の高度化、複雑化に対応できる質の高い看護師養成を目的として、修業年限を4年へと延長するとともに、大学併修制度を導入した。

【現 状】

看護師養成課程の所定のカリキュラムに基づいた教育を行い、看護師国家試験の受験資格を付与する。

【事業主体】

県

【事業内容】

看護専門学校の概要(26 年 4 月～)

学校・課程		設置年	総定員	学年定員	取得資格	施設建築年
須坂	3年課程4年制	H26	160	40	(高卒者→) 看護師	H5年3月

【事業の経過等】

看護専門学校の在学生数(令和7年4月1日現在)

区 分		学年定員	1学年	2学年	3学年	4学年	計
須坂	3年課程4年制	40 人	35 人	40 人	37 人	41 人	153 人
	併修生	40 人	8人	6人	6人	3人	23 人

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

⑩ 県立看護大学の運営

(根拠法令:学校教育法、長野県看護大学条例)

【予算額及び内訳】 8 億 5,274 万 4 千円 (国庫支出金 57 万 5 千円、使用料及び手数料 2 億 3,000 万 1 千円、財産収入 6 万 3 千円、基金繰入金 3,772 万 1 千円、諸収入 912 万 8 千円、一般財源 5 億 7,525 万 6 千円)

【予算の主な内容】 看護大学及び大学院の運営経費及び教職員等の人件費

【目指す姿】

人口の少子高齢化等の社会環境の変化、医療の専門化・多様化・高度化等の対応に指導的役割を果たしうる資質の高い人材を育成するとともに、看護学の発展に寄与し、看護学の研究・研修の拠点とするため、大学を設置し、運営する。

【現 状】

国家試験(看護師・保健師・助産師)の受験資格、看護学学士・修士・博士の取得に必要なカリキュラムに基づいた教育を行う。

看護学部看護学科 4年 定員 340 名 大学院修士課程 2年 定員 32 名

大学院博士課程 3年 定員 12 名

【事業主体】

県

【事業内容】

大学の概要

項 目	看護学部看護学科	大学院看護学研究 前期(修士)課程	大学院看護学研究 後期(博士)課程
開学年月日	平成 7 年 4 月 1 日	平成 11 年 4 月 1 日	平成 13 年 4 月 1 日
総 定 員	340 名(入学定員 80 名、3 年次編入学定員 10 名)	32 名(入学定員 16 名)	12 名(入学定員 4 名)
卒業後の資格等	看護学学士	看護学修士	看護学博士
	看護師、保健師、助産師(選択)の国家試験受験資格		

【学生の状況】 令和7年4月1日現在

学部学生の状況

()は男性再掲

区分	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	計
入学定員	80 人	80 人	90 人	90 人	340 人
在学生計	85 人 (1)	83 人 (5)	82 人 (4)	88 人 (4)	338 人 (14)

大学院前期(修士)課程の学生の状況

()は男性再掲

区分	1 学年	2 学年	計
入学定員	16 人	16 人	32 人
在学生計	3 人 (1)	23 人 (0)	26 人 (1)

大学院後期(博士)課程の学生の状況

()は男性再掲

区分	1 学年	2 学年	3 学年	計
入学定員	4 人	4 人	4 人	12 人
在校生計	1 人 (0)	1 人 (1)	10 人 (2)	12 人 (3)

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

⑰ 看護学生等実習指導者養成講習会

(根拠法令:保健師助産師看護師法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 250 万 4 千円 (基金繰入金 250 万 4 千円)

【予算の主な内容】 講習会開催経費

【目指す姿】

看護教育における実習の意義及び役割を理解し、効果的な実習指導ができるように必要な知識・技術を修得することにより、実習指導者としての資質の向上を図る。

【現 状】

保健師助産師看護師法において、実習指導者に対して実習指導者講習会を受講することを求めているため、今後とも事業として実施が必要である。

県内看護師等学校養成所の実習受け入れ施設が増加しており、受講希望者も多くいることから、効果的な指導ができる知識技術を修得した実習指導者を養成、確保していく必要がある。

【事業主体】

県(公益社団法人長野県看護協会に委託して実施)

【事業内容】

実習指導者講習会の開催

【事業の経過等】

・実習指導者養成講習会実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施主体	長野赤十字病院*	県	県	県	県
受講者数	38	50	50	67	57

* 令和2年度:看護教員養成講習会を実施したため、県で当講習会未実施。

・令和元年度、長野市内に看護系大学が開校され、令和3年度より新たな看護学生を受け入れる実習施設が長野市内で増大することから、令和2年度においては長野赤十字病院看護学生等実習指導者養成講習会が実施された。

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

⑱ 准看護師試験

(根拠法令:保健師助産師看護師法、長野県准看護師試験委員条例)

【予算額及び内訳】 101 万 9 千円 (使用料及び手数料 101 万 9 千円)

【予算の主な内容】 准看護師試験委員への報酬、試験実施のための需用費等

【目指す姿】

保健師助産師看護師法に基づき、准看護師試験を毎年1回以上実施する。

【現 状】

法に従い准看護師試験委員を置き、例年2月に准看護師試験を実施している。

【事業主体】

県

【事業内容】

准看護師試験委員会の開催

委員数	開催回数	内容
8人	2 回	准看護師試験の実施に関すること 准看護師の行政処分

設置:昭和 28 年 9 月 委員任期:2年間

【事業の経過等】

関東3県甲信越准看護師統一試験実施連絡協議会に参加し、統一試験問題の作成及び同一日時での試験の実施。

(「准看護師試験の実施に係る留意事項等について」H15.4.3 医政発 0403003)

令和2年度、准看護師試験事務の一部(問題作成、採点等)を指定試験機関に委託し実施。

【准看護師試験実施状況】

・令和6年度状況

実 施 日:令和7年2月2日(日)

受験者数: 95 人

合格者数: 95 人

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

⑭ 看護師等養成所施設整備事業

(根拠法令: 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 1億 145 万 9 千円 (基金繰入金1億 145 万 9 千円)

【予算の主な内容】 看護師等養成所に対して施設整備事業に要する経費を補助。

【目指す姿】

看護教育環境を充実させ、看護職員の新規養成数を安定的に確保する。

【現 状】

令和4年末の人口 10 万人あたりの就業看護職員数は 1,544.7 人(全国 1,332.1 人)と全国を上回っているが、二次医療圏毎には地域間の偏在が見られる。超高齢社会を迎え、地域医療の安定供給のために看護職員の確保や看護の質の向上は大きな課題となっている。

今後も新卒就業者の確保及び再就業者の増を図る。

【事業主体】

整備を行う看護師等養成所

【事業内容】

看護師等養成所の新築及び改修

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

⑳ 病院内保育所運営費補助金

(根拠法令:看護師等の人材確保の促進に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 8,642 万 8 千円 (基金繰入金 3,315 万 1 千円、一般財源 5,327 万 7 千円)

【予算の主な内容】 病院内保育所を運営している医療施設への補助金

【目指す姿】

病院内保育所を運営する医療機関等に対して補助を行うことで、看護職員、女性医師等の働きやすい環境を整備し、再就業や離職防止を推進する。

【現 状】

出産・育児を機に離職する看護職員等は多く、医療人材の安定的な確保のためにも再就業支援の重要性は大きい。そのため小さな子を持つ看護職員等が育児と就業とを両立できるよう、医療機関の働きやすい環境づくりを支援する。

【事業主体】

医療機関(病院内保育所を運営する法人)

【事業内容】

院内保育所を運営する医療機関に対し、次の児童数等の区分によりその運営費の一部を補助する。

・補助率 民間医療施設等:2/3(基金)、公立、公的医療施設:1/2(一般財源)

・補助対象の区分

種 別	児童数	保育士数	保育時間	保育料
A型特例	1～3人	2人以上	8時間/日以上	10,000 円/月以上
A 型	4人以上	2人以上	8時間/日以上	〃
B 型	10 人以上	4人以上	10時間/日以上	〃
B型特例	30 人以上	10 人以上	10時間/日以上	〃

※加算項目:24 時間保育、病児等保育、緊急一時保育、児童保育、休日保育

【事業の経過等】

予算額等

(単位:千円)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
施設数	40	38	37	36	36
予算額	108,246	100,580	92,587	92,153	86,428

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

②① 看護人材育成推進事業

(根拠法令:看護師等の人材確保の促進に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 382 万 4 千円 (基金繰入金 381 万 1 千円、諸収入 1 万 3 千円)

【予算の主な内容】 看護人材育成連絡協議会、研修アドバイザー派遣、看護教員のキャリア別研修会

【目指す姿】

看護職(保健師、助産師、看護師、准看護師及び看護教員)の系統的な研修の構築と推進を図り、看護職員の離職を防止し看護職員の確保・定着の体制を市町村や医療機関等が構築できるよう支援する。

【現 状】

医療が高度・多様化するなか、看護の質の向上や安全な医療の確保とともに早期離職防止の観点から看護職員の研修は不可欠な状況となっている。

【事業主体】

県

【事業内容】

- ・看護人材育成連絡会 3,499 千円
- ・研修アドバイザー派遣 120 千円
- ・看護教員のキャリア別研修会 205 千円

【事業の経過等】

- | | | | | |
|----|---------------|--------|------|----------|
| R3 | 看護教員のキャリア別研修会 | 新任期研修会 | 2 日間 | 27 名(実数) |
| R4 | 看護教員のキャリア別研修会 | 中堅期研修会 | 1 日間 | 26 名(実数) |
| R5 | 看護教員のキャリア別研修会 | 管理期研修会 | 1 日間 | 13 名(実数) |

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

② 新人看護職員研修指導体制整備事業

(根拠法令:看護師等の人材確保の促進に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 3,559 万 4 千円 (基金繰入金 3,559 万 4 千円)

【予算の主な内容】 新人看護職員研修指導体制整備事業補助金

【目指す姿】

新人看護職員の早期離職防止のため、新人看護職員研修事業の推進を図り、医療機関において新人看護職員が卒後研修を受けられる体制を整備する。

【現 状】

医療が高度・多様化するなか、看護の質の向上や安全な医療の確保とともに早期離職防止の観点から新人看護職員の卒後研修は不可欠な状況となっている。看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、医療機関等は新人看護師の研修を行うことが努力義務化されているが、令和6年度に自施設で新人研修を実施しているのは 44 病院となっている。

【事業主体】

県内医療機関等

【事業内容】

新人看護師研修を実施する事業者への補助

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

② 新人看護職員研修事業

(根拠法令:保健師助産師看護師法、看護師等の人材確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 553 万 1 千円 (基金繰入金 553 万 1 千円)

【予算の主な内容】 新人看護職員研修への補助

【目指す姿】

新人看護職員の早期離職防止及び看護の質の向上のために、新人看護職員に対し、基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する。

また、病院等の研修責任者が新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得する研修を実施し、適切な研修実習実施体制を確保する。

【現 状】

新たに業務に従事する新人看護職員の臨床研修等の実施は努力義務とされ、厚生労働省から「新人看護職員研修ガイドライン」が示されている。

自施設のみで研修を行うことが困難な施設の新人看護職員研修や、教育責任者も1施設では受講者が少数であることが想定されることから、自施設研修受講者と同等の研修環境を確保する必要がある。

【事業主体】

公益社団法人長野県看護協会

【事業内容】

県看護協会が実施する新人看護職員研修への補助

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

②④ 看護補助者活用推進研修事業

(根拠法令:看護師等の人材確保の促進に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 32 万 9 千円 (基金繰入金 32 万 9 千円)

【予算の主な内容】 研修会開催経費

【目指す姿】

看護職員の確保・定着の推進及び看護の質の向上のために、看護管理者が、効果的な看護補助者の活用に関する知識及び技術を修得し、看護サービス管理能力の向上を図る。

また、看護補助者自身の資質向上により、チーム医療の一員としての看護補助者の主体性が発揮されることで看護補助者の活用が推進される。

【現 状】

看護補助者を活用することにより、看護職員と看護補助者の業務分担を進め、看護職員の負担軽減に資すると共に雇用の質の向上が図られるため、県が看護管理者に対し、看護補助者の効果的活用も含めた看護サービス管理能力の向上を図る必要がある。

また、看護補助者の活用を推進する上で看護補助者の職場への定着及び資質の向上が不可欠であることから、看護補助者に対する教育研修を行う必要がある。

【事業主体】

県(公益社団法人長野県看護協会に委託して実施)

【事業内容】

看護管理者等を対象とした研修会の開催

【事業の経過等】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講者数	79名	80名	234名	120 名	139 名

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

②⑤ 訪問看護支援事業

(根拠法令: 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 613 万 5 千円 (基金繰入金 613 万 5 千円)

【予算の主な内容】 訪問看護事業所支援、訪問看護師等専門研修会、訪問看護研修支援

【目指す姿】

在宅医療を支える訪問看護の体制強化を目的とした支援を行うことで、訪問看護師の確保・資質向上を図り、地域で本人とその家族が不安なく生活することができる体制づくりを目指す。

【現 状】

厚生労働省(中医協)の推計では、医療機関の病床数及び介護施設の定員が増加しないと仮定した場合、2040 年には約 49 万人分の「看取りの場所」が不足すると見込んでいる。この問題を解決するためには在宅医療を充実させ、自宅を看取りの場所として本人とその家族が不安なく選ぶことができる環境を作ることが必要である。

【事業主体】

県(公益社団法人長野県看護協会に委託して実施)

【事業内容】

訪問看護事業所の連携体制や支援体制の構築等について協議・検討、事業所運営相談対応、訪問看護事業者に対する専門研修の実施

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

②⑥ 特定行為研修受講支援事業

(根拠法令:看護師等の人材確保に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 1,560 万 5 千円 (基金繰入金 1,560 万 5 千円)

【予算の主な内容】 特定行為研修の受講に要する経費(受講料、旅費)に対する補助

【目指す姿】

特定行為を行うことができる看護師の養成を支援し、高度急性期から在宅医療まで患者の病状や生活環境の変化にあわせたタイムリーなケアの提供が可能な医療提供体制の整備を図る。

【現 状】

本県の 65 歳以上の高齢者人口は 2040 年に 68 万人と見込まれており、自宅や施設など住み慣れた地域で人生最後を迎えることができる体制の整備が求められている。また、医療職種間でのタスク・シフト/シェアや病床機能の最適化がすすめられる中、看護師にはより質の高い効果的なケアの提供者としての活躍が求められている。

【事業主体】

県内に所在する以下機関の開設者

- ・訪問看護ステーション
- ・医療機関
- ・介護保険施設

【事業内容】

- ・看護師の所属先が負担した特定行為研修の受講に要する経費(受講料、旅費等)に対し支援を行う。
- ・特定行為研修を受講する看護職員の代替職員の人件費(給与、賃金等)に対し支援を行う。(医療機関を除く)

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

②⑦ 病床機能転換に係る看護体制強化事業

(根拠法令:看護師等の人材確保に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 237 万 5 千円 (基金繰入金 237 万 5 千円)

【予算の主な内容】 病床機能転換に係る病床機能分化に必要な看護技術について、その取得に要する経費を支援

【目指す姿】

病床機能の分化及び連携については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律においてこれを推進することとされており、地域医療介護総合確保基金においても重点事業に位置付けられている。

病床機能の分化及び連携をさらに推進するため、病床機能の転換による機能分化をソフト面から推進、強化していくことにより、県内の医療機関において、それぞれの病床の役割を担える体制の確保を目指す。

【現 状】

県内の病床構成は、急性期病床が過多、回復期・慢性期・療養病床が不足している。今後、急性期病床に回復期高齢者があふれ、真に必要な救急患者の受入に支障を与えかねない懸念がある。

【事業主体】

県内に所在する医療機関

【事業内容】

病床機能転換に係る病床機能分化に必要な看護技術について、その取得に要する経費を支援する。

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

⑳ 感染管理認定看護師養成支援事業

(根拠法令:看護師等の人材確保に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 280 万円 (基金繰入金 280 万円)

【予算の主な内容】 感染管理認定看護師教育課程の受講に要する経費を支援

【目指す姿】

感染症や今後発生し得る新興感染症への対応に係る看護体制の拡充と質の向上に資するため、
県内医療機関等への高水準の技術と知識を持つ看護職員の配置を促進する。

【現 状】

県内の感染管理認定看護師は医療機関内などで、感染対策の強化などにその高い能力を発揮している。その一方で、中小の医療機関や介護施設では感染管理認定看護師が在籍していない施設も多く、感染管理を行うための平時からの体制の整備が求められている。

【事業主体】

県内に所在する医療機関、訪問看護ステーション、介護老人保健施設等

【事業内容】

感染管理認定看護師教育課程の受講に要する経費(受講料、旅費)に対し支援を行う。

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

②9 助産師支援研修事業

(根拠法令:小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について

長野県医師確保・助産師支援総合対策事業、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 109 万 7 千円 (基金繰入金 109 万 7 千円)

【予算の主な内容】 研修会開催経費

【目指す姿】

助産師が医師との協働による正常産の進行管理を自ら行うことができるように、必要な知識・技術を習得し、スキルアップを図る。

【現 状】

平成 19 年度より助産師支援検討会が開催され、平成 21 年度より助産師支援研修会が実施されている。助産師が医師との協働により、専門性を十分に発揮し、ケアを提供している。平成 26 年度より研修会を行っており、受講者は延 200 名を超えるが、今後も県内の助産師に受講機会を増やす必要がある。

【事業主体】

県(公益社団法人長野県看護協会に委託して実施)

【事業内容】

助産師に対する研修会の開催

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

③⑩ 助産師活用推進事業

(根拠法令: 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、看護職員確保対策事業等実施要綱)

【予算額及び内訳】 210 万 1 千円 (国庫支出金 210 万 1 千円)

【予算の主な内容】 助産師出向に関する協議会、コーディネーターの設置

【目指す姿】

すべての妊産褥婦と新生児に助産ケアを提供するために、安全で安心な妊娠・出産・育児環境の整備に向け、県内の周産期医療と助産師の就業先の偏在状況を把握した上で、助産師の出向・受入れを実施し、地域における助産師の偏在是正、助産実践能力の強化支援を図ることを目的とする。

【現 状】

平成 28 年度新規事業。平成 26・27 年度は長野県看護協会にて実施。

医師の働き方改革に伴う医療のタスク・シフト/シェアでも助産実践能力の高い助産師への期待が強まっている。

院内助産、助産師外来を実施するにあたっての実践的支援にも寄与する。

【事業主体】

県(公益社団法人長野県看護協会に委託して実施)

【事業内容】

助産師就業の偏在等の実態把握等に関すること等の検討

出向元施設及び出向先施設の募集及びマッチング等のコーディネート

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

③① 保健師専門研修事業

(根拠法令:保健師助産師看護師法 地域保健法 地域保健対策の推進に関する基本指針)

【予算額及び内訳】 70 万 7 千円 (一般財源 42 万 9 千円、基金繰入金 27 万 8 千円)

【予算の主な内容】 講師等への報償費

【目指す姿】

地域住民の多様な健康ニーズや新たな健康課題に対応できる能力を、経験年数等に応じた体系的な習得により、資質の向上を図る。

また、担当業務に応じた専門分野の知識・技術の修得により資質の向上を図る。

【現 状】

少子高齢社会の進展等、地域の健康課題の複雑多様化に伴い、地域保健の対策の主要な担い手である自治体の保健師において、これまで以上に高度な専門性を発揮することが求められている。

保健、医療、福祉、介護等に関する最新の専門的な知識及び技術、連携・調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力等を養成、向上するため、保健師の経験年数や専門能力の到達段階に応じた系統的な研修が必要である。

【事業主体】

県

【事業内容】

事業名	実施回数	内 容
中堅期保健師研修会	3回	県・市町村の中堅保健師等への研修
管理期保健師研修会	2回	・市町村等管理期保健師研修会 ・保健所保健衛生係長等研修会
保健所管内保健師研修会	10 保健所毎に計画	保健所管内の保健師等への研修

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

③② 在宅ケア対策事業

(根拠法令:地域保健法 地域保健関係職員研修実施要領(厚生労働省健康局長通知))

【予算額及び内訳】 60 万円 (一般財源 60 万円)

【予算の主な内容】 在宅ケアアドバイザー等への報償費

【目指す姿】

難病患者、障がい児者、精神障がい者、発達障がい者、高度在宅医療・末期患者等の対応困難な課題を抱える在宅療養者のニーズに応じた適切なサービスを提供するために、保健・医療・福祉関係者の連携を強化するとともに、地域における包括的な保健・医療・福祉サービスの提供システムを構築し、在宅療養者およびその家族が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指す。

【現 状】

保健所管内の対応困難な健康上の課題を抱える者の支援について、その支援に関わる関係者の連携のもと、安心して安心した生活のできる地域づくりが求められている。

【事業主体】

県

【事業内容】

対応困難事例の検討、研究

在宅療養支援のケアマネジメント

関係機関等と連携調整及びサービス体制の構築

在宅療養支援サービスの評価

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

③ ナースセンター運営事業

(根拠法令:看護師等の人材確保の推進に関する法律 都道府県ナースセンター事業実施要綱、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 3,482 万 9 千円

(国庫支出金 36 万 5 千円、基金繰入金 1,862 万 2 千円、一般財源 1,584 万 2 千円)

【予算の主な内容】 長野県ナースセンターの運営委託料

【目指す姿】

看護職員の再就職の促進や離職防止等、看護職員の確保・定着対策の総合的な推進を図る。

【現 状】

令和4年末の人口 10 万人あたりの就業看護職員数は 1,544.7 人(全国 1,332.1 人)と全国を上回っているが、超高齢社会を迎え、地域医療の安定供給のために看護職員の確保や看護の質の向上は大きな課題となっている。

平成 24 年(2012 年)以降は、病床機能の転換等もあり、有効求人倍率は長野県、全国ともに減少傾向となっているが、依然確保が困難な状況が続いている。

【事業主体】

県(公益社団法人長野県看護協会に委託して実施)

【事業内容】

ナースバンク事業:再就業相談、再就職支援研修、運営委員会等

看護の心普及事業:合同就職ガイダンス、進路指導担当者連絡会議、講演会等

就業相談員派遣面接相談事業:就労支援相談員をハローワークに派遣しての就職相談

プラチナナースのセカンドキャリア支援事業:雇用開拓、セカンドキャリア研修、就職ガイダンス等

ナースセンター強化事業:ナースセンター地域相談窓口の開設

【事業の経過等】

開始年度:H4(看護師等の人材確保の推進に関する法律の施行に伴い事業開始)

平成 27 年度:看護師等人材確保の促進に関する法律の一部改正により、看護師等免許保持者の届出制度が開始されたことに伴いナースセンターの機能を強化(ナースセンター運営委員会の設置、相談員の増員)

平成 28 年度:看護学生向けU・Iターン促進事業をナースセンター事業に位置付ける。

平成 30 年度:定年退職者等の経験豊富な看護職(プラチナナース)を対象とした就業支援を事業に位置付ける。

令和2年度:ナースセンター強化事業として、地域相談窓口を開設し、相談体制を強化。

令和4年度~:新型コロナウイルス感染症対策で掘り起こされた潜在看護職への支援体制を強化。(相談員の増員、事業費の増額)

令和7年度:ナースバンク事業(再就業相談事業、再就職支援研修会事業)の対象に看護補助者を加えた。

【事業概要(医師・看護人材確保対策課 看護係)】

③④ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

(根拠法令:看護職員確保対策事業等実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱等)

【予算額及び内訳】 1,280 千円 (国庫支出金 1,280 千円)

【予算の主な内容】 外国人看護師候補者の受入施設の研修指導体制の充実や研修経費への補助

【目指す姿】

経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入が実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、受入施設の研修支援体制の充実を図る。

【現 状】

国の要綱に基づき、受入施設に対し補助を実施している。

【事業主体】

経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設

【事業内容】

○補助対象経費

外国人看護師候補者就労研修支援事業に必要な指導者経費、報償費、旅費、備品費、消耗品費等

○補助率:定額補助(国 10/10)

【事業の経過等】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
補助対象施設数	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
補助対象人数	9	8	7	7	9	8	11	9	10	8	5	8